

1. 出展資格について

- ①原則として本会会員で甲賀市内において事業を営む商工業者及び関係団体
- ②その他こうか商工まつり実行委員会が認めたもの

2. 出展内容について

◆市民参加型の体験

- ①お店の店主が講師となり、お客様に無料で専門知識やプロの技を教える少人数制の
学びの体験 例「美味しい日本茶の選び方と淹れ方」
- ②職場で実際に用いられている工具や道具を使い、技術や知識などを学び、体験できる
職業体験 例) かな削り体験、壁塗り体験、タイヤ交換体験、ネイル体験等
- ③自事業所の商品、製品、サービス、材料、機材、工具、道具等を使用して行う
遊びの体験 (工作・実験・遊び・ふれあい等、様々な遊び心のある体験)

3. 出展区画について

◆出展区画は、「屋内区画」と「屋外区画」の2通りがあります。

●屋内区画

- ・屋内1区画 間口 約3m×奥行 約4m

●屋外区画

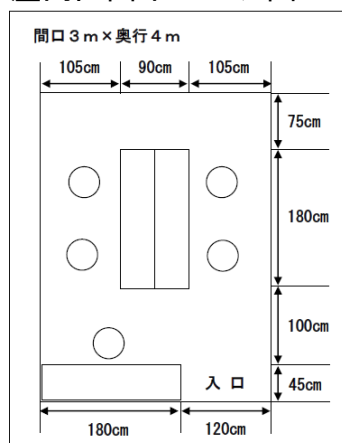
- ・屋外1区画 間口2.7m×奥行3.6m【テント半張】

◆備品について

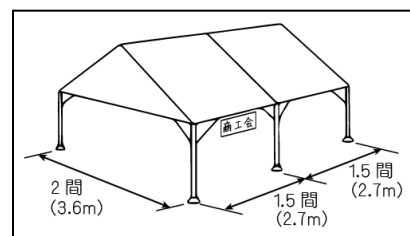
- 机 (180cm×45cm) 1区画につき3脚、○椅子 1区画につき5脚、○展示社名版
- 電気容量1kw (電気の使用については事前申請が必要です。)

※机と椅子の数・電気容量の変更を希望される方は、申込用紙にご記入下さい。

《屋内区画イメージ図》



《屋外区画イメージ図》



4. 出展料について

体験広場部門の出展料は**無料**です。物販を含む場合は、飲食物販部門でお申し込みください。

5. 出展申込受付と区画配置について

- ◆出展申込書を主催者で確認し、趣旨にそぐわない等と判断した場合はお断りすることがあります。
- ◆区画配置については、会場全体の基本構想とレイアウト、出展内容、出展者数、出展区画数等を考慮して、主催者が決定します。
- ◆出展申込受付後の区画を主催者の承諾なしに譲渡、貸与することはできません。
- ◆申込多数の場合は、主催者による厳正な審査を行い、出展者を決定致します。

6. 出展申込みにあたって

- ・「学びの体験」では、地域の皆様に貴事業所の良さを知って貰うために、自慢の技術や知識、お店の専門性や特徴等を活かした体験講座を実施して下さい。
(例「美味しい日本茶の選び方と淹れ方」「忙しい方のための簡単メイク術」等)
- ・屋内は原則飲食禁止ですが、屋内区画で行う「学びの体験」での飲食については、体験に付随する場合のみ認められます。なお、使用できる機器は電気ポットのみとなります。
- ・受講料は原則、無料として下さい。ただし、材料費相当額を負担して貰うことは差し支えありません。
- ・「学びと遊びの体験広場」で、商品・サービスの販売はできません。ただし、後日の受注に繋がるような活動（クーポンやチラシの配布）は問題ありません。
- ・出展内容によっては、「こうか商工まつり」会場で実現できないものや、運営上好ましくない場合がありますので、出展の可否については主催者に委ねていただきます。

7. 出展者会議について

9月18日(火)午後3時より、甲南第一地域市民センター(甲南町野田810)

にて行います。**出展者の方は必ずご出席下さい。**欠席された場合は、その後の要望・苦情等には一切お答え出来かねますので、ご理解下さい。

8. 出展の変更・取り消しについて

- ◆出展申込受付後の変更・取り消しについては、必ず事務局までご連絡下さい。
- ◆出展申込書に虚偽の記載が認められた場合や、出展規定に違反した場合には出展を取り消す場合があります。

9. 出展における禁止事項・注意事項について

- ◆区画をはみ出す行為や指定された場所以外でのPR・販売活動。
- ◆主催者や他の出展者・お客様の迷惑になる行為(音響や異臭などを含む)。
- ◆各出展者で出たゴミは責任をもってお持ち帰り下さい。会場に置いて帰ったり、会場内のゴミ箱やコンテナ入れたりしないで下さい。
- ◆喫煙は会場指定の喫煙所のみでお願いします。
- ◆出展現場責任者・スタッフ全員が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していない。また、暴力団・反社会的勢力に金品等を提供しないこと。
- ◆主催者や警察官及び消防署員等の指示に従うこと。

10. 補償について

出展者が備品・展示場の設備および、人身などに損害を与えた場合、その補償は出展者の責任となります。

11. 出展者物の管理と免責について

主催者は出展区画内での事故、出展物の損害・盗難等に関する責任は負いません。出展者は必要に応じて損害保険にご加入ください。

12. その他

- ◆主催者及び会場管理者の指示に従ってください。
- ◆搬入搬出時間、搬入経路を守り、また車は所定の出展者駐車場に置いてください。
- ◆出展の中断・中止など、いかなる場合であっても主催者は、出展に要した費用および中止によって生じた損害は補償いたしません。
- ◆展示構成、サービス等について内容を変更する場合があります。
- ◆主催者は出展の円滑な管理を進めるため、本規定以外にも補足的な規定を設ける場合があります。

※本書面は、こうか商工まつり実行委員会により定めた「出展規定」です。

部門ごとに申込書が違いますのでお間違いにご注意ください